

写



野総第263号

平成29年6月29日

野洲市議会議長 坂口 哲哉 様

野洲市長 山伸 善
長野滋賀印市県

再議書

平成29年第3回野洲市議会定例会において、6月29日に議決された「野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議を求める。

理由

可決された「野洲市病院事業の設置等に関する条例の停止に関する条例」は、市が行う病院事業の施行を当面停止しようとする内容であるが、「野洲市病院事業の設置等に関する条例」は、昨年12月に可決され、本年4月1日から施行され、すでに市の病院事業自体は立ち上がっている。施行前ではなく今この段階で停止させることは、市民はもちろんのこと、多くの関係者・関係機関からの野洲市への社会的信用を失墜することになり、これを前提に進められている地域医療や介護の仕組みをも狂わせることになる。

また、野洲市の地域医療は、新しい市民病院をモチベーションにして、今限界のところで維持されている。このことを踏まえると、「当面の停止」とたやすく考えることは許されるものではない。具体的な課題設定と解除の目処が示されない中での当面の停止は、すなわち、これまで市民とともに考え、市議会の決定を経てようやく基本設計の段階まで積み上がっていった野洲市民病院の整備事業の根を絶やすことであり、その結果、野洲市および野洲市民から地域医療を奪い去ってしまうことになる。野洲市民の安全・安心とまちの健全な発展、さらには市内外の信頼関係を失わせる行為となる。

以上、再議の理由とする。